

告示

埼玉県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七号の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	渋谷 勇	埼玉県富士見市大字下南畑百九十七番地
同	塩野 弘	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百九番地の一
同	坂間 道夫	埼玉県富士見市大字下南畑四百六十四番地
同	柳下 稔	埼玉県富士見市大字下南畑四百三十三番地二
同	吉川 行雄	埼玉県富士見市大字下南畑三千七百十八番地
同	吉川 勇	埼玉県富士見市大字下南畑三千二百四十三番地一
同	新井 功男	埼玉県富士見市大字下南畑四千二十五番地
同	砂川 富美男	埼玉県富士見市大字下南畑四千百五番地
同	水村 正宏	埼玉県富士見市大字下南畑二千四百七十八番地
同	横山 透	埼玉県富士見市大字下南畑二千十八番地
同	市川 廣政	埼玉県富士見市大字南畑新田八百九十二番地
同	森川 正幸	埼玉県富士見市大字南畑新田八百十二番地
同	桶田 邦宏	埼玉県富士見市大字南畑新田三百八十五番地
同	武井 澄江	埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地の一一
同	柳川 範之	埼玉県富士見市大字下南畑千六百二十四番地
同	谷澤 弘樹	埼玉県川越市大字天沼新田百四十二番地八
監事	渋谷 智明	埼玉県ふじみ野市苗間一丁目十四ー七ー五〇五号
同	新井 藤一	埼玉県富士見市大字下南畑三千九百二十四番地
同	桶田 裕司	埼玉県富士見市大字南畑新田四百二十四番地の一
同	島村 安行	埼玉県富士見市大字南畑新田二百三十三番地の二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	塩野 邦夫	埼玉県富士見市大字下南畑三千五百八十六番地
同	金子 仁志	埼玉県富士見市大字下南畑三百二十六番地
同	新井 保広	埼玉県富士見市大字下南畑五百五番地

